

カリキュラム区分		2カリ		シラバス区分		学部生		
科目区分	科目コード	履修時期		開講学科	選択区分	科目名（上段：和名、下段：英名）	時間	単位
		学年	学期					
専門基礎科目	141	4年	後期	臨床検査学科	必修	医療と法（共通） Medical Care and Law	15	1
担当教員								
田川 靖紘*	祇園 由佳							
関連するDPキーワード（看護学科）								
	① 幅広い視野と豊かな感性を身につけ、人々の権利や意思を尊重した倫理的な看護が実践できる。							
	② 他者との関係性を成立・発展させるためのコミュニケーション能力を身につけている。							
	③ 地域で生活する複雑・多様な対象を、専門的知識に基づき総合的に理解するための基礎的能力を身につけている。							
	④ 看護の対象が、その人らしく生きられるように、科学的根拠に基づいた看護が実践できる能力を身につけている。							
	⑤ 地域社会及び保健・医療・福祉分野における多職種と連携・協働し、看護職の役割を拡大できる基礎的能力を身につけている。							
	⑥ 看護専門職として、主体的・創造的に継続学習に取り組む能力を身につけている。							
	⑦ グローバルな視点で看護実践を科学的に探究し、看護を発展させる基礎的能力を身につけている。							
関連するDPキーワード（臨床検査学科）								
○	① 幅広い知識・教養をもとに、医学検査の対象となる人を総合的に理解し、その人の権利や意思を尊重することができる。							
	② 医学的に必要な専門知識・技術を備え、検査データを総合的に解析する力を身につけている。							
○	③ 多職種間で連携・協働しながら医学検査の専門家として貢献できる力を身につけている。							
	④ 医学検査とそれぞれに関連した幅広い分野の発展・向上のために、自らの能力を高める自己教育力を身につけている。							
	⑤ 科学的思考力に基づき、医学検査の進歩・発展に対応できる学究的態度を身につけている。							
	⑥ 医学検査を通して、社会の多様性に合わせた貢献ができる基礎的能力を身につけている。							
授業目的								
医療と法の関わりを理解するために、前半5回は、医療行為の概念内容、治療行為とその正当化要件等、医事法の基礎理論を学んだうえで、医療過誤に関わる判例を通して、民事・刑事・行政責任とその法的根拠を学ぶ。後半3回は、臨床検査技師の職務範囲とその限界について学び、人々の健康と安全および自らの安全を守るために果たすべき職責について考える。								
到達目標（授業目標）								
1 医療と法の関わりについて、その基盤となる基礎理論を理解する。								
2 医療従事者（看護職者および臨床検査技師）としての職務を遂行するために、知っておかなければならない法的規制や社会的責務について理解する。								
回 授業計画（項目・内容と方法・担当者）								
1回	医療と法の関係：医療に関する法律、医療職に関する資格と法律、業務独占（田川）							
2回	医療機関・医師と患者の関係：医療（診療）契約、契約上の責任、医療従事者の義務、説明と患者の同意（田川）							
3回	医療過誤（1）民事責任：医療過誤と法的責任の類型、民事責任の構造と根拠（民法）、損害賠償の算定、医療従事者の注意義務（田川）							
4回	医療過誤（2）刑事責任と行政処分：刑事責任の構造（刑法）：業務上過失、チーム医療と信頼の原則、行政処分の根拠と構造（田川）							

備考

第6・7・8回は、看護学科・臨床検査学科毎に分かれて実施する。